請負求人 を申し込む事業主の皆さまへ

請負求人申し込みの際には、 「請負契約書」の提出が必要です

ハローワークでは、請負契約を締結し、他の企業の業務を請け負うとき、その業務の実施場所が自社内ではなく、その契約の発注者の事業所内であるものを請負求人としています。

請負求人申し込みの際には「請負契約書」の提出が必要です。

1 請負(委任)契約書の提出が必要です

請負求人を申し込む際には、請負契約書※の写しの提出が必要です。

請負求人を更新するときは、請負(委任)契約書に記載されている契約期間内の 再度の求人申込みであれば請負契約書の提出は原則不要です。

ただし、前回請負契約書を提出してから1年以上経過している場合には、求人申 込み時に改めて請負契約書の提出をお願いします。

※業務内容、就業場所、契約期間、契約期間満了後の更新方法、発注者名が記載されている部分 の提出をお願いします。

2 メールもしくは窓口への持参により提出をお願いします

求人者マイページからは請負(委任)契約書の提出ができないため、 メールもしくは窓口への持参により提出をお願いします。

ハローワーク岡崎企業支援部門メールアドレス **23050-kyujin@mhlw.go.jp** (「-」はマイナス)

※メールに添付可能なデータ容量は10MB未満になります

3 雇用関係の成立が見込まれない求人は受理できません

雇用関係の成立ではなく就業を希望する者を将来請負先が見つかった時のために人材情報を収集することを目的とする求人は受理できません。